令和4年度 入札制度の変更について

廿日市市総務部契約課

はじめに

廿日市市では、入札・契約制度について、透明性、公平性、競争性を確保する観点から毎年見直しを行っています。令和4年度においては、次のとおり入札・契約制度の変更を行います。

目 次

1	一般競争入札の範囲について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	地域条件付一般競争入札の試行について ・・・・・・・・・・・・・(P2)
	地域の担い手の確保と地域に精通した地元建設業者の更なる育成を図ることを目的として、営業所
	が所在する地域を入札参加の条件とした、地域条件付一般競争入札を試行します。
3	競争入札参加資格の要件として設定する市内営業所の認定について ・・・・・・(P3)
	地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、市内営業所の稼働実態の確認を行い、今後の
	工事発注における市内営業所の競争入札参加条件の設定順位として用いるための市内業者の認定を
	行います。
4	工事着手日選択型契約方式の導入について ・・・・・・・・・・・・(P5)
	本市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保と施工時期の平準化を図るため、
	受注者が契約時に工事着手日を選択できる期間を設ける工事着手日選択型契約方式の試行を行いま
	す 。

1 一般競争入札の範囲について

1 趣旨

地域における精通性を有する地元建設業者の育成を図るとともに、入札契約手続期間の短縮を図り、速やかに発注を行います。

2 内容

一般競争入札の対象となる建設工事の請負対象設計金額を4,000万円以上に引き上げている平成26年度からの時限措置を、令和4年度も継続します。

一般競争入札及び指名競争入札の対象は、次のとおりです。

一般競争入札	請負対象設計金額4,000万円以上
指名競争入札	請負対象設計金額4,000万円未満

3 施行日等

令和5年3月31日までの時限措置とします。

4 その他

今後の地域の担い手の確保と地域に精通した地元建設業者の更なる育成を図ることを 目的として、営業所が所在する地域を入札参加の条件とした、地域条件付一般競争入札 を試行します。

2 地域条件付一般競争入札の試行について

1 趣旨

地域の担い手の確保と地域に精通した地元建設業者の更なる育成を図ることを目的として、営業所が所在する地域を入札参加の条件とした、地域条件付一般競争入札を試行します。

2 試行内容

(1) 令和4年度においては、土木一式工事を対象とし、現在指名競争入札を行っている 4千万円未満の案件について各地域で数件ずつ試行します。

(2) 条件設定(令和4年度試行)の基本案

	THE CHAIN TO SET WE			
ア	認定されている業種	土木一式工事		
1	格付の対象	B、C及びDとする。		
ウ	年間平均完成工事高	1,000万円以上であること。		
エ	建設業の許可を受け	該当する地域内に、開札日から遡って1年以上継続して主たる営		
ている営業所所在地		業所を有していること。		
		(地域とは、市域において、平成15年合併前における旧市町村及		
		び平成17年合併前における旧町の区域をいう。)		
オ	元請施工実績	平成19年度以降に完成・引渡しが完了した広島県内の施工工事		
		で、国及び地方公共団体又は法人税法別表第1に掲げる公共法人		
		が発注した、土木一式工事の元請施工実績を有すること。		

3 施行日等

令和4年度から施行します。

3 競争入札参加資格の要件として設定する市内営業所の認定について

1 趣旨

地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、市内営業所の稼働実態の確認を 行い、今後の工事発注及び業務発注における市内営業所の競争入札参加条件の設定順位 として用いるための市内業者の認定を行います。

2 認定区分(次のいずれか1区分で認定します。)

市内営業所必要要件	主たる営業所	委任を受けた営業所
「営業所の認定要件」に全て該当	主たる 営業所(I型) <優先度 1 >	委任を受けた営業所(I型) <優先度 2 >
「営業所の認定要件」に非該当あり	主たる営業所(Ⅱ型) <優先度3>	委任を受けた営業所(Ⅱ型) <優先度3>
「営業所の認定要件」 全てと	主たる 営業所(Ⅲ型) <優先度1>	委任を受けた営業所(Ⅲ型) <優先度1>
特例要件に該当	特例要件:「3 認定 要件」(2)の特例	特例要件:「3 認定 要件」(3)の特例

3 認定要件

- (1) 営業所の認定要件(I型~Ⅲ型共通)
 - ア 看板、許可票の掲示の有無
 - イ 机等什器等備品の有無
 - ウ 電話・電気等設備の使用・支払状況
 - エ 責任者・技術者の出勤状況
 - オ 営業所の所有権又は使用権
 - カ 市税の納税状況
- (2) 主たる営業所の特例(Ⅲ型)
 - ア 希望する地域で、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績が、 認定申請の前年度以前15年間のうち10年以上あること。
 - ※地域とは、市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併 前における旧町の区域をいいます。
 - イ 認定申請の前年度以前15年間で、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と 締結した総件数のうち、希望する地域における案件が7割以上を占めていること。
- (3) 委任を受けた営業所の特例(Ⅲ型)
 - ア 競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績が、認定申請の前年度 以前15年間のうち10年以上あること。

イ 主任技術者として配置できる人数が、常勤の正社員で、5人以上有すること。

4 認定申請

- (1) 廿日市市内の主たる営業所又は委任を受けた営業所に係る入札参加資格申請を行う者
- (2) 市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。

5 調査方法

(1) 書面による確認

廿日市市の入札参加資格審査申請(建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務) に併せて、稼働実態確認資料も提出します。

(2) 実地による調査

書面による確認の結果、稼働実態になお疑義がある場合は、必要に応じ営業所の現地調査等を実施することができるものとします。

6 指名除外等の措置

- (1) 調査対象者が正当な理由なく調査を拒んだ時は、指名除外等の必要な措置を講ずることができるものとします。
- (2) 調査の結果改善を要すると認める時は、改善が確認できるまでの間、指名除外等の必要な措置を講ずることができるものとします。
- (3) 調査によって営業所の稼働状況を確認できない場合は、建設業許可行政庁へ通報するものとします。
- (4) 実態調査において虚偽若しくは不正等が確認された場合又は関係法令に違反して営業所が設置されたことが明らかになった場合は、指名除外等の必要な措置を講ずるものとします。

7 市内営業所の認定後の競争入札参加条件の要件

市内営業所の認定後は、「2 認定区分」を基に、優先度を考慮して競争入札における 参加条件の設定を行います。

8 施行日等

令和4年度から、土木一式工事の建設業許可を有している営業所について実施します。 ※その後は、他の工種及び業種について実施します。

4 工事着手日選択型契約方式の導入について

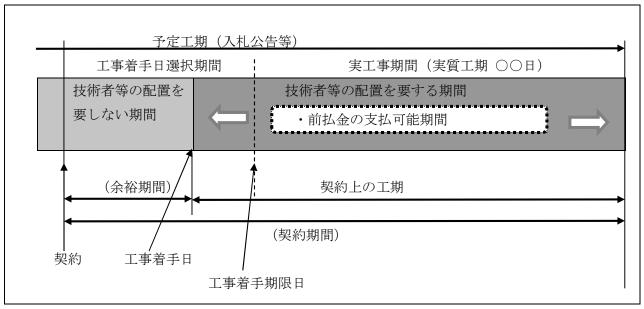
1 趣旨

本市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保と施工時期の平準 化を図るため、受注者が契約時に工事着手日を選択できる期間を設ける工事着手日選択 型契約方式の試行を行います。

2 内容

発注者が入札公告等で示した「工事着手期限日」までの間で、受注者が「工事着手予定日」を選択し、工期の始期を決定します。契約日から工事着手日の前日までの期間は事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うことができる「余裕期間」として、技術者等の配置は要しないものとします。

(イメージ図)



- (1) 落札者となった者は、契約日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、「工事着手日通知書」により発注者に通知します。
- (2) 契約日から工事着手日の前日までの期間は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等を配置することを要しません。
- (3) 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできません。
- (4) 契約日から工事着手日までの工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとします。
- (5) 契約保証の期間は、契約締結日から工期の終期までです。
- (6) 受注者は、工事着手目前に対象工事の前払金を請求することはできません。
- (7) 本契約方式により生じる経費は、工事着手日までの現場管理に要するものを除き、受注者の負担となります。

3 施行日

令和4年度から試行を行います。